

各 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所
各 介 護 保 険 施 設
各 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 第 1 号 事 業 所

開設者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出及び令和6年度以降の指定申請等に係る様式の変更について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の介護報酬改定に伴い、令和6年4月以降、新設又は算定基準の変更等が行われた加算等について算定を開始する場合に、新たに介護給付費算定に係る体制等に関する届出(以下「加算届」という。)の本市への提出が必要となる場合があります。つきましては、当該加算等の算定を開始する場合は、次のとおり必要な書類を提出していただきますようお願いいたします。

また、令和5年3月14日付け和指第557号「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた令和5年度以降の指定申請等に係る本市の対応について(通知)」にて、本市より通知しましたとおり、令和6年4月1日付け介護保険法施行規則の施行に伴い、指定(許可)申請書等の申請様式及び各サービスに係る付表については、国が定める様式を使用することといたしましたので、お知らせします。

なお、本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には、貴職から周知願います。

1 令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(1) 提出期限 令和6年4月15日(月) (※郵送での提出の場合、当日消印有効)

※加算の締め切りが毎月15日となっているサービスについては、5月から加算の算定及び変更を行う場合も上記提出期限までに加算届の提出が必要となります。

(2) 提出書類 サービス種別毎・算定開始月毎にそれぞれ作成して提出してください。

※各サービス種別及び算定開始月(令和6年4月以降/令和6年6月以降)に応じて様式が異なります。

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ・【別紙2】(介護予防)居宅サービス、(介護予防)施設サービス用
- ・【別紙3-2】(介護予防)地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援用
- ・【別紙3-3】予防給付型サービス用

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

【令和6年4月以降算定分】

- ・【別紙1】居宅サービス、(介護予防)施設サービス、居宅介護支援用
- ・【別紙1-2】介護予防サービス用
- ・【別紙1-3】(介護予防)地域密着型サービス用
- ・【別紙1-4】予防給付型サービス用

※裏面に続く

【令和6年6月以降算定分】

- ・【別紙1-1-2】居宅サービス、（介護予防）施設サービス、居宅介護支援用
- ・【別紙1-2-2】介護予防サービス用
- ・【別紙1-3-2】（介護予防）地域密着型サービス用
- ・【別紙1-4-2】予防給付型サービス用

③各加算算定に必要な添付書類 本通知中、「（5）届出様式等」をご確認ください。

（3）提出方法、提出先及び提出部数

提出方法：郵送又は持参

提出先：（郵送）〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 指導監査課 あて
（持参）和歌山市役所 東庁舎2階 指導監査課

提出部数：2部（1部は受付後、事業者控えとして返却します。）

※郵送により提出する場合は、受付印を押印した控えを送付するための返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を必ず同封してください。

（4）書類作成にあたっての留意事項

①今回の報酬改定に伴い新設された加算と算定基準の変更等が行われた既存の加算についての取り扱いについては、下記の「国保連インターフェース」に掲載されておりますので、十分ご確認のうえ、各施設・事業所において届出の要・不要について、ご判断くださいますようお願いいたします。

※「確定版」については、下記のホームページに掲載される予定ですので、必ずご確認ください。

●内容掲載箇所ホームページ

WAM NET（ワムネット）ホームページ > 「国保連インターフェース」 > 「介護保険事務処理システム 変更に係る参考資料」 > 「資料 6 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail-list?bun=020050010>

※「（注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。」と記載のある加算について、「～とみなす」と記載されている体制について、各事業所において算定要件を満たしていることが確認できる場合においては、本市に改めて届出を提出していただく必要はありません。ただし、算定要件を満たしているか確認した根拠となる書類は、適切に保管していただきますようお願いいたします。

②「介護給付費に係る体制等状況一覧表」には、新規に届出を行う加算等の項目だけでなく、既存の加算等の項目についても記載（チェックをつける）してください。

③新規に創設された加算を算定しない場合については「なし」とみなし、加算届の提出は不要とします。

④算定要件が変更になった加算について、加算の要件を満たすことができるか各事業所において必ず確認してください。要件を満たすことができない場合は、加算の取り下げを提出する必要があります。

⑤運営指導等にて算定要件を満たしていないことが確認できた場合は、介護給付費の返還や行政指導等を行う場合がございますのでご承知おきください。

⑥加算項目「高齢者虐待防止措置実施の有無」「業務継続計画策定の有無」については、別紙1のとおり取り扱いますので、各事業所・施設において当該体制について基準を満たす場合については、当面の間、届出は不要といたします。ただし、基準を満たしていない場合は、「減算型」とする届出を必ずご提出ください。

（5）届出様式等

加算に係る各様式については、和歌山市役所指導監査課のホームページ内「介護給付費算定に係る届出等様式集（ページ番号：1003137）」に掲載しています。様式が新しくなっていますので、必ずダウンロードしてご使用ください。なお、サービスごとの添付書類については、該当するサービスのリンク先から提出書類を確認し、必要な添付書類を作成してください。

○「介護給付費算定に係る届出等様式集」掲載ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>

【ご参考】

○厚生労働省「令和6年度介護報酬改定について」掲載ホームページ（※最新のQ&Aも掲載されています。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

2 令和6年度以降の指定申請等に係る様式の変更について

(1) 指定（許可）申請書、指定（許可）更新申請書、休止届出書、再開届出書、廃止届出書、変更届出書等及び各サービスに係る附表の様式については、令和6年4月1日より国が定める様式を使用することとなり、本市ホームページに掲載している各様式についても、4月1日以降に変更いたしますので、**提出の際には必ず新しい様式をダウンロードしていただきますよう、よろしくお願いいたします。**

(2) 上記（1）以外のいわゆる添付書類の参考様式（従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、誓約書、介護支援専門員一覧、管理者の経歴書等）については、現在、本市ホームページにおいても、国の標準様式で定められているものを掲載しており、引き続きその様式を活用することとします。

(3) 「電子申請・届出システム」等を活用した電子申請による本市での受付業務については、令和6年度中の導入を予定しております。体制が整った際には、改めてお知らせいたします。

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--

「高齢者虐待防止措置実施の有無」と「業務継続計画策定の有無」の届出について

令和6年度報酬改定に伴い、「高齢者虐待防止措置実施の有無」と「業務継続計画策定の有無」が、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に加わり、別紙1-1のとおり、基準を満たしていない事業所については、減算となります（一部サービスを除く）。

この二項目の届出について、和歌山市では、以下のとおり令和6年度当面の経過措置を行うこととしましたのでお知らせします。

通知本文1.（4）で紹介している国保連インターフェースに掲載されている「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（I-資料6）」にある「既存のサービス事業所の届出留意事項」では、下記の（表1）のように取り扱いが書かれていますが、和歌山市では令和6年度当面の取り扱いを（表2）のように行います。

○「既存のサービス事業所の届出留意事項」での取り扱い（表1）

「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
「1：減算型」 「2：基準型」		「1：減算型」 「2：基準型」	
を新設		を新設	

○和歌山市での令和6年度当面の経過措置取り扱い（表2）

「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 「2. 基準型」とみなす。	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 「2. 基準型」とみなす。
「1：減算型」 「2：基準型」		「1：減算型」 「2：基準型」	
を新設		を新設	

和歌山市では、経過措置として、令和6年度当面の間は、「高齢者虐待防止措置実施の有無」と「業務継続計画策定の有無」に関しては、新たな届出がなくても、**「2. 基準型」とみなす**こととします。**基準を満たさず、「1. 減算型」となる時のみ、新たな届出をしてください。具体的な取り扱い例と注意事項は裏面のとおりです。**

裏面へ続く

【具体的な取り扱い例】

A 「高齢者虐待防止」及び 「業務継続計画策定」の基準を満たしている	A-1 「高齢者虐待防止措置実施の有無」と「業務継続計画策定の有無」以外の届出項目がない	新たな届出は不要
	A-2 「高齢者虐待防止措置実施の有無」と「業務継続計画策定の有無」以外の届出項目がある	新たな届出が必要 「2. 基準型」を選択
B 「高齢者虐待防止」及び「業務継続計画策定」の基準を満たしていない		新たな届出が必要 「1. 減算型」を選択

【注意事項】

- 「1. 減算型」での届出がなく、「高齢者虐待防止」及び「業務継続計画策定」の**基準を満たしていないことが確認された場合は、遡って減算となりますので注意してください**（運営指導などで確認された場合を想定しています）。
- （表2）の取り扱いは、あくまで令和6年度当面の経過措置となります。経過措置終了の際には、新たな届出が未提出の事業所（A-1）宛てに別途、通知いたしますので、その際は新たな届出の提出をお願いいたします。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数	
< 現行 > なし	<p style="text-align: center;">< 改定後 ></p> <p>業務継続計画未実施減算</p> <p>施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
算定要件等	<p>○ 以下の基準に適合していない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること <p>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p> <p>○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。</p>

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】	
○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。	
単位数	
< 現行 > なし	<p style="text-align: center;">< 改定後 ></p> <p>高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
算定要件等	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。